

# ユニバーサルデザインとはなにか

---

当調査部会では、2012年よりワークプレイスのユニバーサルデザイン（UD）について調査研究を行ってきました。その範囲はUD、ダイバーシティ&インクルージョン、健康経営、ESG/SDGsなど多岐にわたります。

<http://www.jfma.or.jp/research/scm10/index.html>

このセミナーでは「UDとはなにか」について皆さまとともに考え、新たな時代におけるUDについて概観したいと思います。1980年代にロンメイスが提唱したUDですが、日本社会ではその思想が正確に理解されていない面もあります。社会の多様性が進んだ時代におけるUDの新たな課題についてもお話したいと思います。

調査研究委員会ユニバーサルデザイン研究部会  
児玉達朗

# ユニバーサルデザインとは

---

障害の有無に関係なくすべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること<sup>1)</sup>。ロン・メイス（1941～1998）が1985年に論文発表。

## ユニバーサルデザインの7原則<sup>2)</sup>

1. **公平性**：お互いを認め合うこと。すべてのユーザーが等しく利用するためにはハード面だけでは解決しない。黒人差別撤廃という歴史的なアメリカ社会を反映。
2. **柔軟性**：広範囲な個々のニーズと能力に対応すること。どのような人にも使用方法が選択できる。
3. **単純性と直感性**：地域、学歴、慣習など、利用者の経験や知識、言語等に関わりなく単純で利用しやすいデザイン。
4. **認知性**：ピクト、言語、触知情報等五感に対応するデザイン。視覚や聴覚などの知覚に障害のある人にも分かりやすい技術や伝達手段を用いる。
5. **許容性（安全性）**：ユーザーの利用リスクを最小にし、もし誤って使用した場合でも最小リスクとなるよう設計する。
6. **効率性**：ユーザーに余計な負担を掛けないで利用できる効率性を意味する。また特別な設備を用意するのではなく、同じデザインの共用も求める。
7. **アプローチのスペースと利用のしやすさのためのサイズ**：立位でも座位でも、様々な高さに対応できるデザイン。個別ニーズへの対応も忘れてはならない。

1) 大辞林（第四版）：三省堂 2019. 9

2) 高橋儀平：ユニバーサルデザインの思想と普及、地域開発 p.14-19、2004.8

# 日本の政策におけるバリアフリーとユニバーサルデザイン

日本の政策は、1994年にハートビル法が施行されバリアフリー政策が先行、2005年にユニバーサルデザイン政策大綱が策定され、段階的に政策は統合されている<sup>3)</sup>。

## 障害者基本計画 (2002年12月閣議決定)

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 (2008年3月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないように誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要

日本の政策ではユニバーサルデザインはバリアフリーを補完する位置づけ

3) 総務省：バリアフリーとユニバーサルデザイン [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546194.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000546194.pdf) 最終確認2023年8月18日

## ユニバーサルデザインは誰を対象とすべきか

日本の政策では、ユニバーサルデザインはバリアフリーを実現するための手段として認識され、そのバリアフリーの対象者は、障害者と高齢者等。

### ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律<sup>4)</sup>

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**障害者、高齢者等**の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **ユニバーサル社会** 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二 **障害者、高齢者等** 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三 **ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策** 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。(以下略)

4) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000100> 最終確認2023年8月19日

## 障壁（バリア）は多様

障壁とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様であるのが実態。障害者とは「障害を持つ者」から「障害を受ける者」への発想の転換が必要。

### 障害によって異なる障壁：例えば縁石<sup>5)</sup>

#### 車椅子利用者にとっての縁石

縁石によって生じる車道と歩道の段差は、車椅子利用者にとっての障壁となる。段差は解消すべき対象であり、解消されることでバリアフリーが達成される。

#### 視覚障害者にとっての縁石

縁石によって生じる車道と歩道の段差は、視覚障害者（白杖利用者）にとってのガイドとなる。縁石は段差を認識するための施設であり、段差を解消されることで障壁が生じる。

### 障害の有無、年齢等にかかわらない障壁：例えば転落防止<sup>6)</sup>

#### 生活者にとっての手すり

高齢者の転落防止などのリスクに対する安全確保に有効な設備の一つである「手すり」は、多くの健常な大人、更には幼児や学童などの生活者も利用している実態がある。

- 障害の有無、年齢、性別等の属性は、一見して「分かりやすい」場合が多い。
- 障害が無く、若い人などには、障壁はないのか、見えない・分からないのか。
- **「障害を持つ者」は分かりやすく「障害を受ける者」は分かりにくい。**

5) 大橋 美紀, 田内 雅規, 中村 孝文: 歩車道境界部縁石の形状と車いすの後輪乗り上げに要するトルクの関係, 日本機械学会福祉工学シンポジウム2004講演論文集, pp.35-38, 2004.9

6) 入澤 敦子, 古賀 紀江, 松本 吉彦: 戸建て住宅における手摺: 年代による利用実態, 2006 年度日本建築学会大会(関東) 学術講演会梗概集, pp. 337-338, 2006,07

## 障害を受ける者は声をあげないこともある

障害を受けている者は必ずしもその受けている障害について「声をあげない／あげられない」こともある。

### 企業に就業している障害者の意識に関する調査<sup>7)</sup>

#### 調査目的と方法

- 障害者の意識と建物に対して日頃感じるニーズを把握することを目的とし、アンケート調査を実施
- 実施時期は、2006年4～6月
- 対象者は、従業員4,000名規模に所属する社員のうち、障害者手帳を有する53名
- 調査方法は、アンケートに協力する旨の回答を得られた22名にアンケートを送付、20名からのアンケートの回答を得た。個別のヒアリングに協力可能との申し出が17名からあり、このうち任意で抽出した9名について面談によるヒアリングを行った。

#### 得られた知見

- 建物の整備に関する項目の過半は、肢体不自由に係わるものである。
- 一方で、内部障害者や車いすではない肢体不自由者などからは、車いすとの対応に差があることから、建物整備に格差があるという不満がある。
- 建物の所在場所は、障害の属性を通じての課題である。交通の利便性が高い場所は、混雑時に必ずしも安全ではなので高い評価を得てはいない。（配慮に対する齟齬）
- 「建物の整備が必要であるが、我慢をしている」という回答が60%であった。福祉住環境整備において、高齢者が「住宅改修にかかる費用を支払う者」への配慮から遠慮をする事例と類似性がある。
- 建物整備は、障害の状況に負う個別事情による項目が多い。しかし、対象となる障害者が「遠慮」し、周囲も気がつかない傾向もある。公平な建物整備水準を定めることが求められている。

7) 児玉達朗：身体障害者の雇用拡大に向けた既存オフィス改修のファシリティマネジメント，2009.3

## 社会的な常識は不変なのか

社会的に常識とされている「事柄」は、社会の変化を受けて常に変化を続けている。「普通」や「標準」といわれるものも不変的であり得ない。

**「サザエさん」（1969年アニメ版放送開始）は今や平凡な家庭のドラマといえるのか**

サザエさんで描かれる家庭はアニメ版放送開始時期の標準世帯

- ・ 親世帯である磯野家4名と子世帯であるフグ田家3名の二世帯が同居<sup>8)</sup>。
- ・ 二世帯ともに専業主婦。

## 家計調査における「世帯」の変化<sup>9)</sup>

### 世帯

- ・ 住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では学生の単身世帯を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、勤労者世帯（サラリーマン）と勤労者以外の世帯（自営業）に区分している。

### 標準世帯

- ・ 夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯に限定したものである。
- ・ この世帯概念は**1969年**から**1971年**までの「標準世帯」及び**1972年**以降の「4人世帯（有業人員1人）」と同じである。なお、**1968年**まで、「4人世帯（有業人員1人）」としていたが、**1969年**からのものは上記のように範囲を狭めている。 **※2005年以降、「標準世帯」という用語は用いていない。**

現在では、世帯人員が1人の世帯が 2115 万1千世帯(38.0%)と最も多く、世帯人員が多くなるほど世帯数は少なくなっている<sup>10)</sup>。

8) 長谷川町子美術館：サザエさん、<http://www.sazaesan.jp/characters.html#content> 最終確認2023年8月19日

9) 総務省：家計調査、<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2004np/04nh02.html> 最終確認2023年8月19日

10) 総務省：令和2年国勢調査人口等基本集計結果、[https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline\\_01.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf) 最終確認2023年8月19日

## 彼 he, 彼女 she, その人 they SDGSとLGBTQ+

近年欧米では「they」を三人称単数形の単語として「ノンバイナリー」という新しい性別を男女の枠に当てはめない考え方、性自認を持つ人を対象として用いている<sup>8)</sup>。

### SDGsとジェンダー 男性と女性の存在を基本とする

目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての**女性及び女兒**のエンパワーメントを行う

- 5-1. あらゆる場所におけるすべての**女性及び女兒**に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5-2. 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての**女性及び女兒**に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5-3. 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5-4. 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5-5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5-6. 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

### LGBTQ+とジェンダー 性の多様性

- Lesbian (レズビアン) Gay (ゲイ) Bisexual (バイセクシュアル) Transgender (トランスジェンダー) Questioning (クエスチョニング) + (プラス) の頭文字がLGBTQ+
- Questioning (クエスチョニング) といって、自身の性のあり方がまだわからない・決めていない・あえて決めない人のことを表現
- + (プラス) は、こうした言葉では表現しきれない、性・ジェンダーの多様性を表現

11) 堂本 かおる：“They”が単数形に 英語辞典の世界的権威が認めた新たな用法、<https://bunshun.jp/articles/-/24415> 最終確認2023年8月19日

12) 国際連合広報センター：SDGs日本語仮訳 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402\\_2.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf) 最終確認2023年8月19日

13) 朝日新聞：最近、よく耳にするLGBTQ+って何のこと？SDGsとの関係は？[https://miraimedia.asahi.com/lgbtqsdgs\\_01/](https://miraimedia.asahi.com/lgbtqsdgs_01/) 最終確認2023年8月19日



## 府中青年の家事件

1997年施設管理者の東京都が被告となった事件の裁判では、公権力を行使する側は少数者に対する知識を持つことが不可欠と糾弾された。

### 府中青年の家事件の経緯<sup>14)</sup>

1990年2月：発端

- 「動くゲイとレズビアンのか（以下「アカー」）」が東京都の施設「府中青年の家」を利用した際に他の利用者からからかわれ、それを正すための話し合いも持たれなかった。
- さらに東京都は「青年の家には男女を同室としないルールがあり、同性愛者をそこに泊めると性行為が行われる可能性がある」といった理由からアカーのその後の利用を拒否

1991年2月：アカーは東京都を提訴 → 1994年3月：アカー側が勝訴

1994年4月：東京都は東京高裁に控訴 → 1997年9月：アカー側が勝訴

### 東京高等裁判所判決<sup>15)</sup>

男女別室宿泊の原則を、性的行為を行う可能性にのみ着目して、この観点から同性愛者にそのまま適用し、直ちに、本件使用申込を不承認としたものであって、都教育委員会にも、その職務を行うにつき過失があったというべきである。平成二年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、**一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、きめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。**このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。

14) 大判例：東京地方裁判所 平成3年(ワ)1557号判決 [https://daihanrei.minorusan.net/l/東京地方裁判所%20平成3年\(ワ\)1557号%20判決](https://daihanrei.minorusan.net/l/東京地方裁判所%20平成3年(ワ)1557号%20判決)  
最終確認2023年8月19日

15) 大判例：東京地方裁判所 平成6年(ネ)1580号判決 [https://daihanrei.minorusan.net/l/東京高等裁判所%20平成6年\(ネ\)1580号%20判決](https://daihanrei.minorusan.net/l/東京高等裁判所%20平成6年(ネ)1580号%20判決)  
最終確認2023年8月19日

# 職場における労働衛生基準とジェンダー

労働安全衛生法の規定に基づく事務所衛生基準規則には、男性用と女性用に区別することが求められている施設がある。

## 事務所衛生基準規則<sup>16)</sup> 便所と睡眠又は仮眠の設備、休養室等が男性用と女性用で区別する

### (便所) 第十七条

事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 一 **男性用と女性用に区別**すること。

### (独立個室型の便所の特例) 第十七条の二

前条第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、同時に就業する労働者の数が常時十人以内である場合は、**男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房**により構成される便所（次項において「**独立個室型の便所**」という。）を設けることで足りるものとする。

2 前条第一項の規定にかかわらず、独立個室型の便所を設ける場合（前項の規定により独立個室型の便所を設ける場合を除く。）は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 一 **独立個室型の便所を除き、男性用と女性用に区別**すること。

## 付加的に設置した独立個室型の便所の取扱<sup>17)</sup>

- **障害者や高齢労働者への利便性の改善等、便所に対するニーズが多様化**していることから、男性用と女性用に区別した便所を設けた上で、独立個室型の便所を設ける。
- 男性用と女性用に区別して設置する原則が困難な常時10人以内の作業所では独立個室型をもって事足りるとしたが、**あくまでも例外規定の扱い**。

16) 事務所衛生基準規則 [https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000043\\_20221201\\_503M60000100188](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000043_20221201_503M60000100188) 最終確認2023年8月19日

17) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署：ごぞんじですか？職場における労働衛生基準が変わりました  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf> 最終確認2023年8月19日

## 国・人事院（経産省職員）事件の概要<sup>18)</sup>

本件は一般的にトランスジェンダーに対するトイレの使用制限が争点と認識されがちであるが、争点は多岐にわたり単純な事案で無く施設管理者としての課題が多い。

### 事実関係の概要 1

1. トランスジェンダー（生物学的性別は男性、心理的性別は女性）である職員は、2008年より私的時間を女性として過ごしていたところ、2009年、勤務先である経産省に対し、近い将来に性別適合手術を受ける予定であり、**性自認に基づく実生活経験として女性として勤務をしたい**旨の申入れを行った。
2. 申入れを受けて、経産省は、官庁における同種事例の有無を調査したが、当時、同種の実例は見当たらなかった。そこで、職員との面談、顧問弁護士との相談等を踏まえて、職員の了解の下で**所属部署にて説明会を実施**した後、トイレ利用の取扱いに関しては、一応認めるが、職員の執務場所から離れたフロアの箇所に限定して認める方針を示し、職員もこれを了承した。
3. 説明会以降、職員は、**利用が認められた女性用トイレを日常的に使用**するようになったが、その後も、職員、担当調査官、所属長らとの面談が重ねられた。職員は、2011年に家庭裁判所の許可を受けて名の変更を行ったが、その後も性別適合手術は受けておらず、戸籍上の性別の変更はしないままだった。

18) 裁判所：令和3年（行ヒ）第285号 行政措置要求判定取消 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/191/092191\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf)  
最終確認2023年8月19日

# 国・人事院（経産省職員）事件の概要と職員の人事院への要求<sup>18)</sup>

## 事実関係の概要 2

4. 経産省は、職員と面談を重ね、性適合手術をまだ受けていない理由を確認するとともに、戸籍上の性別変更をしないまま異動した場合、異動先で女性用トイレを利用するためには、当該女性用トイレを使用している女性職員に対して職員が性同一性障害であること等を説明した上で理解を得る必要があるといった経産省の方針の説明を行った。かかる面談においては、1回限りではあるが、上司による「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか」といった発言があった<sup>注1)</sup>。
5. 2013年12月、職員は、戸籍上の性別及び性別適合手術を受けたかどうかにかかわらず他の一般的な（女性）職員と公平な処遇を求める要求を人事院に行ったが、人事院は、2015年5月、職員の要求は認められない旨の判定を行った。
6. 職員は、かかる人事院の判定の取消とともに、職員が上記の制限を受けていること等が違法であることを理由として国家賠償を求める訴訟を提起した。

## 職員の人事院への要求

1. 女性用トイレの自由な利用
2. 異動に際して、異動先の管理職等に職員が性同一性障害である旨の個人情報を提供しないこと
3. 健康診断の時間帯を女性職員と同一にすること等

18) 裁判所：令和3年（行ヒ）第285号 行政措置要求判定取消 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/191/092191\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf)  
最終確認2023年8月19日

注1) 本件ではこの上司からの発言の他、多数の関係者からの発言が職員に対する発言があり、違法性が問われることとなった。

## 国・人事院（経産省職員）事件の判決<sup>18)</sup>

### 経産省のトイレと職員に使用が認められたトイレ

#### トイレの配置と個数

- 男女別のトイレが各階に3か所ずつ設置されている。
- 男女共用の多目的トイレは、職員の執務室がある階には設置されていないが複数の階に設置されている。

#### 職員が使用を認められたトイレ

- 職員の執務階から2階以上離れた階の女性トイレ
- 男女共用の多目的トイレ

### 裁判所の判断

#### 1審 東京地方裁判所 2019年12月12日判決

- トイレの**使用制限取り消し**
- 国に**130万円**の賠償を命じる

#### 2審 東京高等裁判所

- トイレの使用制限は**違法ではない**と判断
- 職員に対する不適切な発言のみ違法とし賠償金を**11万円**に減額

#### 3審 最高裁判所

- トイレの使用制限は**違法**と判断
- 損害賠償については審理の対象としなかったため、**2審の判断が確定**

18) 裁判所：令和3年（行ヒ）第285号 行政措置要求判定取消 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/191/092191\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf)  
最終確認2023年8月19日

## 国・人事院（経産省職員）事件から何を学ぶべきか

本件の判決は、利用する人がある程度限定された職場のトイレに関する判断であり、トイレを含めて非特定多数の人々の使用が想定されている公共施設の在り方について触れているものではない、とはされている。

### 多目的トイレに対する判断<sup>19)</sup>

#### 2審 東京高等裁判所

- 多目的トイレについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定が建築主等にその設置を義務付けている。
- **性同一性障害の者は、そのことのみで直ちに同法規定する高齢者、障害者等に該当するものとは解されず（当事者も同旨の主張をしている。）**、少なくとも同法において多目的トイレの利用者として本来的に想定されているものとは解されない。
- 職員にその利用を推奨することは、場合によりその特有の設備を利用しなければならない高齢者、障害者等による利用の妨げとなる可能性をも生じさせるものであることを否定することができない。
- **性同一障害の者は、** 高齢者、障害者等に該当しない。
- 従って、障害者、高齢者等を対象とした「**ユニバーサル社会**の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」**の対象者とならない。**
- **トイレを選択する自由がない。**

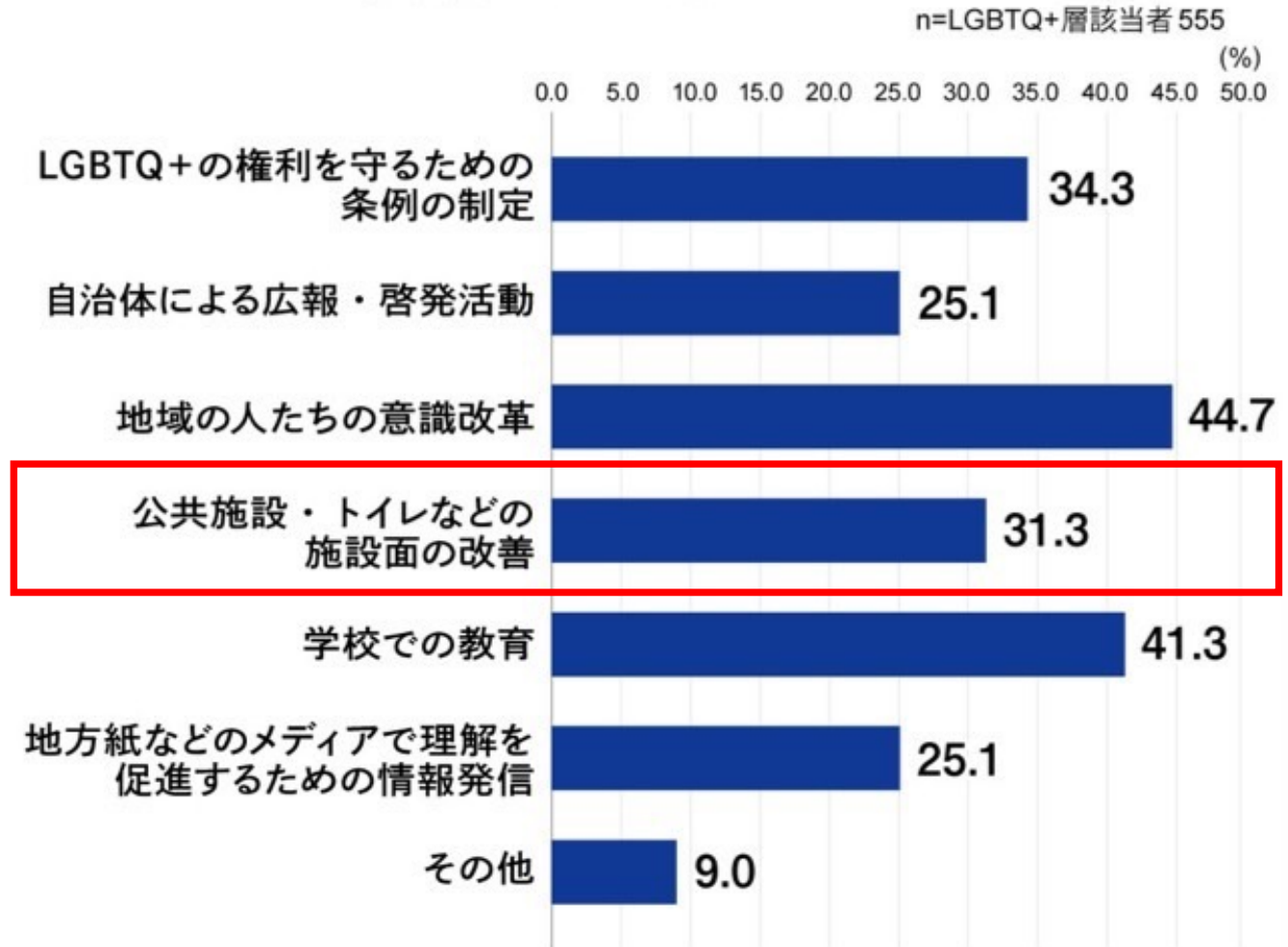
19) 裁判所：平成27年(ワ)第32189号 国家賠償請求事件 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/244/089244\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/089244_hanrei.pdf)  
最終確認2023年8月19日

## LGBTQ+の当事者が住みやすい「まちづくり」とは

電通ダイバーシティ・ラボの調査によればLGBTQ+の当事者が住みやすい街になるために取り組んで欲しい点の一つとして「**施設面での改善**」があげられている。

高齢者、障害者等以外にもユニバーサルデザインを広げることが重要。

### LGBTQ+当事者が住みやすい街になるために、 取り組んでほしい点（複数回答可）



## 選択の自由－ユニバーサルデザインが目指すもの

人種・年齢・性別・能力・価値観などさまざまな属性を持つ人の「選択の自由」を担保するためにユニバーサルデザインは、その対象を広げていくことが期待される。

### 「継続・継承」の再確認－常識を疑う重要性

常識は時代とともに変化する

- ・ 「標準世帯」という死語
  - ・ 広辞苑の第4版から「同性愛」の語釈に含まれる「異常性欲」という表現が削除<sup>21)</sup>
- 伝統や歴史的経緯だけでは説明ができない
- ・ 14世紀の南北朝時代に起源を持つ三重県多度大社上げ馬神事が動物虐待と批判<sup>22)</sup>

### 選択の自由－ユニバーサルデザインが目指すもの

- ・ ユニバーサルデザインとは思想であり、手段に留まるものではない。
- ・ ユニバーサルデザインは、ロン・メイスが自らも障害者であり、障害者の権利獲得運動に長く関わり、その影響を強く受けながら障害者を特別な扱いにさせないデザインの必要性を強く感じ、その開発に尽力したもの。
- ・ 人に対して特別な扱いにさせないということとは、人々に選択の自由があるということ。
- ・ **ユニバーサルデザインは、人々が選択の自由を得るために必要なもの。**

21) 森山至貴：広辞苑と性の多様性 [https://yab.yomiuri.co.jp/adv/wol/opinion/society\\_180219.html](https://yab.yomiuri.co.jp/adv/wol/opinion/society_180219.html) 最終確認2023年8月19日

22) BBC伝統と動物愛護のはざままで.....「上げ馬神事」が坂の構造など見直しへ <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-65958636>  
最終確認2023年8月19日